

和歌山県人権施策基本方針 改定ポイント 基本的な取組(抄)

働く人の人権

- ・県内企業・団体と「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」を締結し、人権尊重への取組を協働して推進
- ・平成29年(2017年)に発足した「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」において、参加企業同士が意見交換するなど、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを促進
- ・同年に発足した「女性活躍企業同盟」において、優れた取組を行う企業や団体の顕彰、各種セミナー・交流会の開催など、女性の能力が発揮できる環境づくりを促進

子供の人権

- ・平成29年(2017年)3月「和歌山県子供の貧困対策推進計画」を策定し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を4つの柱として取り組んでいる
- ・児童虐待の発生予防に向けた県民意識の醸成を図る。特に体罰や暴言による「しつけ」は児童の成長に悪影響を及ぼすものであることを広く周知し、体罰によらない育児について啓発を行う

障害のある人の人権

- ・平成29年(2017年)12月「和歌山県手話言語条例」を施行し、手話の普及及び習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するとともに、手話は「言語」であるということに対する県民の理解を深めるための取組を進める
- ・様々な障害の特性を理解し、障害のある人が困っている場面で積極的にサポートを行う「あいサポート運動」を推進し、県民一人一人の理解を促進する

インターネット上の人権侵害防止の取組

- ・被害の拡大防止に迅速に対応するとともに、県民に対しても、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めるための教育・啓発に取り組んでいる
- ・関係機関と連携し、インターネット上での差別書き込みなどを早期に発見し、対象者に対して指導等を実施